社会福祉施設等設備災害復旧費補助金

被災地で生活する要介護高齢者に対する介護サービスを確保するため、自然災害により被災した介護サービス事業者等に対し、事業再開に要する設備等の経費に対する国庫補助を行う。

１．実施主体　都道府県・指定都市・中核市

２．補助基準額

１施設あたり450万円（下限額30万円）

※激甚災害法第３条・第４条の本激指定の場合は、基準額の引き上げや下限額の撤廃を行うことを想定（別途予算措置により対応）

３．補助対象　災害により被災した介護サービス事業所等を有する事業者（対象となる介護右のとおり）

４．補助対象となる経費の例

- 事業所の車輌（訪問、送迎、移送用）
- 事務用品、事務機器（パソコン、デスク、コピー機、キャビネットなど、事業所・施設事務に要するもの）
- 事業所を借り上げる際の礼金・事務手数料
- その他事業再開に必要となる初度経費

【予算科目】
（項）介護保険制度運営推進費　（目）社会福祉施設等設備災害復旧費補助金

（対象となる介護サービス事業所等）

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、
訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ、通所介護、通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ、
短期入所生活介護、短期入所療養介護、
特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、
居宅介護支援、定期巡回･随時対応型訪問介護看護、
夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、
認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、
認知症対応型共同生活介護、
看護小規模多機能型居宅介護、養護老人ホーム、
特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、
介護老人保健施設、介護医療院、
地域包括支援センター、介護予防拠点

※介護サービス事業者等の「等」は居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターを指す。